

北海道告示第 10603 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 2 年 8 月 24 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 4 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイソー北見夕陽ヶ丘店・ゲオ北見夕陽ヶ丘店  
北見市寿町 5 丁目 1-1 号の内
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社北成ビル管理 代表取締役 久島 敬子  
北見市北五条東三丁目 2 番地
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 1,940 平方メートル  
(変更後) 1,631 平方メートル
  - イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 午後 9 時 00 分  
(変更後) 午後 9 時 50 分
    - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで  
(変更後) 午前 8 時 30 分から午後 10 時 00 分まで
- (4) 変更する年月日
  - (3) アについて 令和 2 年 12 月 2 日
  - (3) イについて 令和 2 年 4 月 24 日

2 届出年月日

令和 2 年 4 月 2 日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所  
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道ホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課
- (2) 縦覧期間  
令和 2 年 4 月 24 日（金）から令和 2 年 8 月 24 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
- (4) その他  
縦覧については、北見市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については北見市へ問い合わせること。